## ○愛知大学図書館寄贈図書受入規程の制定について

規程 第483号

規程公示 第2024-39号

寄贈図書の受入れの規定化に伴い、愛知大学図書館寄贈図書受入規程を制定する。

## 愛知大学図書館寄贈図書受入規程

(目的)

第1条 この規程は、図書調達管理規程第22条に定める図書の受贈のうち、愛知大学(以下「本学」という。)の図書館において学外から受贈する図書(以下「寄贈図書」という。)の受入れに関して必要な事項を定める。

(原則)

第2条 寄贈図書の受入れは、教育研究の発展に資するため、有効適切に行われなければ ならない。

(対象)

- 第3条 受入れの対象とする図書は、本学図書館の資料収集方針に適する図書とする。
- 2 次の各号の一に該当する図書は、原則として受入れないものとする。
  - (1) 受贈に関して経費の発生する図書
  - (2) 受贈条件が付されている図書
  - (3) 既に所蔵している図書
  - (4) 資料的価値が著しく減じている図書
  - (5)逐次刊行物
  - (6) 学術出版物とは認めがたい図書
  - (7) 汚破損、劣化、書込み等がある図書
  - (8) その他大学図書館に相応しくない図書
- 3 第1項にかかわらず、寄贈図書を収容するスペースが確保できない場合は、受入れないものとする。
- 4 本学図書館の資料収集方針については、別に定める。

(申认)

第4条 本学図書館に図書の寄贈を希望する者は、別に定める寄贈図書申込書を名古屋図書館長又は豊橋図書館長に提出しなければならない。ただし、図書の寄贈を希望する者が自治体、研究機関及び企業等である場合は、この限りではない。

(受入)

- 第5条 寄贈図書の受入れは、図書調達管理規程第4条別表に基づき、名古屋図書館長又は豊橋図書館長の承認により行う。
- 2 前項の承認にあたり、名古屋図書館長又は豊橋図書館長が必要と認めた場合は、必要

に応じて図書館委員会の意見を徴することができる。

3 前2項において受入れが承認された図書について、図書調達管理規程第4条別表に定める管理単位は、同規程第6条第2項、第24条、第25条及び第26条において定められた方法により取得価額の決定、登録、整理及び保管を行わなければならない。

(重要な図書)

- 第6条 前条により受入れが承認された図書に対し、名古屋図書館長又は豊橋図書館長が 貴重資料又は準貴重資料に指定した場合は、図書調達管理規程第22条第2項に規定する 重要な図書とみなす。
- 2 貴重資料及び準貴重資料の基準及び取扱いについては、別に定める。 (規程の改廃)
- 第7条 この規程の改廃は、合同図書館委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会 の議を経て、学長が決定する。

附 則(制定)

この規程は、2024年12月1日から施行する。